

第3号議案

石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例

石巻地方広域水道企業団給水条例（昭和55年石広水条例第15号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石巻地方広域水道企業団給水条例の規定は令和元年10月1日から適用する。

令和2年2月4日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 亀 山 紘

令和2年2月6日議決